

平成29年第6回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成29年10月31日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成29年10月31日
2. 閉 会 平成29年10月31日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

2. 不応招議員

なし

平成29年第6回西会津町議会臨時会会議録

平成29年10月31日(火)

開 会 10時00分

閉 会 10時56分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	玉 木 周 司
総務課長	新 田 新 也	建設水道課長	成 田 信 幸
企画情報課長	矢 部 喜代栄	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
町民税務課長	五十嵐 博 文	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
健康福祉課長	渡 部 英 樹	学校教育課長	会 田 秋 広
商工観光課長	伊 藤 善 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

平成29年第6回議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年10月31日 午前10時00分開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第3次）専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第4次）

日程第7 議案第3号 財産の取得について（菌床培養施設用移動台車）

閉 会

- 議長 おはようございます。
ただいまから、平成 29 年第 6 回西会津町議会臨時会を開会します。(10時00分)
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。
事務局長、渡部峰明君。
- 事務局長 おはようございます。
ご報告いたします。
本臨時会に町長より別紙配布のとおり 3 件の議案が提出され、受理しました。
本臨時会に議案説明のため、町長、教育長職務代理者に出席を求めました。
なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計
管理者兼出納室長を、教育長職務代理者からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ
出席させる旨の通知があり、受理いたしました。
以上であります。
- 議長 以上で諸報告を終わります。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、薄幸一君、7 番、伊藤一
男君を指名します。
日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 10 月 31 日の 1 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 10 月 31 日の 1 日間に決定しました。
日程第 3、付議事件名報告を行います。
付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりで
あります。
日程第 4、提案理由の説明を行います。
町長の提案理由の説明を求めます。
町長、薄友喜君。
- 町長 (町長提案理由の説明)
- 議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 29 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)専決処
分の承認についてを議題とします。
本案についての説明を求めます。
総務課長、新田新也君。
- 総務課長 議案第 1 号、平成 29 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)専決処分の承
認について、ご説明を申し上げます。
今次の補正につきましては、10 月 22 日に投開票が行われた第 48 回衆議院議員総選挙

に係る経費の計上であります。衆議院が9月28日に解散されたことに伴い、急遽、選挙執行のための準備に取り掛からなければならなくなり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、9月28日付けで専決処分により補正予算を調製させていただきました。

よって同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成29年度、西会津町の一般会計補正予算（第3次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,607万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,677万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

4ページをご覧願います。

まず歳入であります。14款県支出金、3項1目総務費委託金1,607万5千円の増は、衆議院議員選挙費委託金の新規計上であります。

5ページをご覧願います。歳出であります。

2款総務費、4項4目衆議院議員選挙費1,607万5千円の新規計上は、10月22日に投開票が行われた衆議院議員選挙に係る投票管理者等の報酬120万8千円、職員手当等569万2千円、需用費136万3千円、役務費123万2千円、6ページにいきまして委託料127万5千円、国民審査用投票用紙分類計数機の備品購入費409万5千円などの計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

（質疑なしの声あり。）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成29年度西会津町一般会計補正予算（第3次）専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成29年度西会津町一般会計補正予算（第3次）専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、平成29年度西会津町一般会計補正予算（第4次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、平成29年度西会津町一般会計補正予算（第4次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、策定が義務付けられております。地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定に係る補助事業が採択されたことに伴う関係経費の計上などが主なものであります。

なお、この計画を策定することにより、今後、本町の公共施設におけるボイラー導入などの省エネルギー対策にかかる整備費に対し、国の補助事業が該当することとなります。

それでは予算書をご覧ください。

平成29年度、西会津町の一般会計補正予算（第4次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,112万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,790万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず歳入であります。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金138万2千円の増額は、今次補正において不足する財源を繰入れするものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは7億4,425万円であります。

19款諸収入、5項4目雑入974万1千円の増額は、地球温暖化対策実行計画策定にかかる二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の新規計上であります。

5ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、2項1目税務総務費138万1千円の増は、償却資産の修正申告に伴う固定資産税の過誤納還付金の追加計上であります。

4款衛生費、1項3目環境衛生費974万2千円の増は、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料の新規計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから、質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いいたします。

国の定めるところというのは分かるんですが、今日、この資料をいただきまして、事業の名前は分かるんですけど、具体的にこの二酸化炭素排出抑制というのは分かるんですけども、どのようなかたちで、どんなことをやってこのお金が必要だというのが、この文章だけでは分からないので、もう少し分かりやすく教えてもらってよろしいですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 秦議員のご質問にお答えをいたします。

今回の計画の概要をですね、簡単にご説明をしたいと思います。これは、地球規模の取り組みでございます地球、気候枠組条約締結国会議、通称COP（コップ）皆さん聞いたことあるかもしれませんがでもCOPという会議がございまして、このなかで、今まで22回ですか、会議を重ねてきております。そのなかで分かりやすいのはCOP3（コップスリー）というのが平成9年に京都でございまして、このときに京都議定書というのが締結されました。そのなかで地球温暖化に対してですね、地球規模で取り組んでいきたいと思いますというのを受けまして、その後、平成20年にですね、日本におきましても温暖化対策の推進に関する法律というのを定めて、地方公共団体にその取り組み計画の策定を義務付けられたところであります。

その後、町におきましても、平成22年にその計画を策定いたしました、これは計画期間がございまして、これは平成25年まででございました。それで、平成28年にまた国のほうでですね、法律の一部改正ということがございまして、これは2030年度までにCO2、温暖化ガス等ですね、2013年度比から26パーセント減らしましょうというような国の閣議決定がされました。これに伴って地方公共団体では、それに従ってですね、この計画を事務事業編というふうにございますけれども、これを策定が義務付けられたところでございます。

それで、わたしどものように全体の作成では80数パーセント全国的には策定はなっております。わたしどもも、その82パーセントのなかに入ってはございますけれども、だいたいの市町村が策定期間切れというようなことがございまして、また国では新たなその目標数字の改定等がございまして、策定を促してございました。そのなかで、この補助事業がですね、ありましたものですから、町としても10分の10の補助ということで、非常にいい事業でございましたので、その事業に応募をさせていただいたところでございます。そして今回ですね、事業が採択されたということで、この計画の策定経費について今回補正予算に計上させていただいたところでございます。

それで、その計画につきましては、地方公共団体の計画でございますので、主に公共施設等、役場庁舎ですとか学校ですとか、例えば保健センターですとか、そういったもののCO2の排出量等を測りましてですね、それを具体的に今後何パーセント減らしていきたいと思いますというような計画をつくるのが今回の計画でございまして、その計画の策定にあたりましてやはり専門的な分野、CO2の排出量、その計算等ございますので、これはほかも同じでございますけれども、コンサルへの委託ということで、今回計上させていただいたものでござりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町税の過誤納還付金についてお尋ねしたいんですが、これは平成25年から、5年間遡って、いわゆる還付加算金を上乘せして、利息分たる加算金を上乘せして還付をしたということでありまして、還付というのは、時折こう過誤納還付金というのを見ますけれども、過去5年まで遡って還付したようなケースというのは、いままであるのかどうか。このいわゆる発覚、発覚という聞こえが悪いですがけれども、どこで気が付いたのか、納税者たる事業所、会計事務所、あるいは税理士とか、あるいは税務署

の段階なのか、あとは役場のほうでこれは気が付かれたのか、まずその点をお尋ねしておきたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 多賀議員のご質問にお答えをいたします。

今回の過誤納還付金につきましては総務課長がご説明いたしましたとおり、固定資産税の償却資産ということでございますけれども、まず過去にこのような事例ということでございますが、固定資産税、償却資産、土地等がございますけれども、過去にもございます。

それで今回の過誤納還付金につきましては、議員ご存知のように固定資産税につきまして、土地、家屋は登記簿等を基にした課税でございます。ただし償却資産につきましては、これはご存知のように自己申告ということでなっております。企業のほうからの、これは企業分でございますけれども、町内の事業所の企業の償却資産が誤って二重計上されていたということでございまして、それに対する部分が判りまして、これ判りましたのは企業側でやはり数量等ですね、機械器具もいっぱいございますので、何百というのございますけれども、そのなかでチェックしていた段階において判ったということでございます。

それで、これにつきましては5年以上前の実はものでございましたけれども、地方税法に基づきまして5年間部分ですね、過去5年間部分について還付をするという内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。

そうするとですね、町からすると、いわゆる申告は、受けたものは全てそれで、チェックをすることなく課税するというようなかたちが当たり前なスタンスということなんでしょうか。それとも、その時点である程度チェックするようなシステムとか何かというのはおありなんでしょうか。その点お尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 償却資産の部分につきましては、議員いまおっしゃいましたとおり自己申告が原則でございますが、町といたしましてもやはり税務署とのですね、法人関係の申告がございますので、その台帳とのすり合わせといたしますか、一個一個というのはなかなか細かくはできませんけれども、総金額等の確認、あと個人的な償却資産につきましては、所得税の確定申告等もございまして、それも税務署とのやはりすり合わせといたしますか、確認はしてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、昨日もいろいろ話のなかでありましたけれども、いわゆる一流企業であっても、監査法人が不適切な会計をみつけられないで社会問題になっているような例があると、実際あったということでもあります。

そうであるならば、町でもある程度チェックするというのであれば、やはりこういうのはゼロに極力近づけていくのが理想的でありますけれども、完全になくすというのは私もなかなか難しいかと思っておりますけれども、やっぱりこのチェックの体制をもう少し、

これほど遑って、加算金まで乗せて還付しなければいけないということであれば、チェックの体制なんかも今後見直していくこともやっぱり必要ではないかなと思うんですが、そんなことは考えられましたでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、やはりそのチェック体制というのは非常に重要だというふうに考えてございますけれども、やはりこの、特に企業等の償却資産におきましては、何百、何千というような機械器具等もございますので、やはりそこまでのチェックというのはなかなか現実的に、うちだけじゃなくて、ほかの市町村においても厳しいものがあるかと思いますが、その金額等ですね、税務署等との確認、できる部分ですね、より確認作業を行いながら、なるべくこのようなことは避けていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほどの説明で2013年から26パーセントの二酸化炭素の排出量だと思うんですけど、町が策定されておいて現在それはどれくらいまでなっているのでしょうか。

それとあと、今回その実行計画ですか、策定すれば公共団体にはどのようなメリットがあるのでしょうか。あと、そのなかで今後も含めてなんですけど、地方公共団体がつくるということは、今回あくまでも公共施設に対するものがメインとなっていますが、町民生活には影響ないのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

ご説明のなかで、国の削減目標が2030年までに2013年度比で26パーセントというふうに申し上げました。これは国の目標でございまして、地方公共団体におきましては、現在の排出量等を基に、その計画のなかで何パーセント削減していくというようなことを計画のなかでですね、策定をしていく予定でございます。

それである、現在の削減量と申しますか、これにつきましてはもちろん省エネルギー化というか、前回の計画もございまして、取り組めるべき部分で取り組むというようなことで、例えば町でおきましても、例えば電気の消費量を抑える、例えばお昼休みに無駄な電気を使わない、あとは紙をリサイクルで使っていくですとか、そういった取り組みはしてきてございます。そしてまた今後もそういったものも計画のなかに入れていきたいというふうに考えてございます。

あとメリットということもございまして先ほども総務課長のご説明のなかでございました。この計画をつくることによりまして、またこれも補助申請は必要ではございますけれども、国の例えばエネルギー導入のですね、際に例えばそれが照明器具ですとかありますけれども、そういった際の補助事業の採択が受けられますし、またその採択の必要条件になっていると、この計画があることが必要条件になっているというような部分がございます。

それともう一点がですね、町民生活への影響ということもございまして。まずこの実行計画、事務事業編というのは、地方公共団体、公的な部分の計画でございまして、これ

がさらに進んだ部分で区域施策編というのがございまして、それは例えば私的な部分での取り組みというようなものも入ってございますが、地方公共団体において、市町村においては、この事務事業編は策定義務、それで区域施策編というのは政令市ですとか、都道府県単位では策定義務がございすけれども、その市町村までの策定義務はない、努力義務だというような部分ではございまして、町民生活に直接影響、皆さん町民一体となって取り組んでいかなければなりませんけれども、そこまで、公共的においての削減計画ということでございすので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 もう一点、まだ完全に細部が示されていないというふうに理解しますが、これはいつまでつって、いつから実行するんですか。予定をお聞きします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

この事業につきましては、三次事業で採択をいただきました。この事業は今年度中に策定となつてございすので、3月までに策定をし、平成30年度から実施計画というよなかたちで取り組んでいきたいというふうに考えてございす。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま課長のほうからですね、省エネ対策のですね事業の補助金を、この計画書の実行計画ですか、実行計画を策定すると省エネ対策事業の補助金の3分の2だと思うんですが、補助を受けられるということでありまして、これCO2削減というようなことでありまして、これから西会津町ですね、町でもしそういう木質バイオマスエネルギーといいますか、そういうことで例えば事業を行う場合においてもそういう補助を受けられるのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

一例でいま議員がおっしゃいましたように、木質バイオマス、エネルギー関係でございすけれども、そういったものへの補助ですとか、例えばLED、分かりやすくいいますとこういった電光のLED化ですとか、ほかの熱供給システム、いろいろ太陽光とかございすけれども、こういった高性能のCO2を削減するような部分について、各種、あと公用車等もございすね、車等もございすけれども、そういった部分での補助の対象となるということではございすので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いまの地球温暖化対策の実行計画策定業務委託料であります、いままでですと地球温暖化防止ということで、野焼きの防止だとか、家庭のごみを自分では勝手にというか、ちゃんと焼却できるように、そういうふうに出すというふうなことで、いろいろ啓蒙なり指導なりされてきたと思うんですね。

それで今回のこういうこの計画のなかにそれらを、強化策といいますか、さらに進めるというか、そういうことで盛り込まれるのかどうか、そうでなくて、さっき課長の答弁のなかに努力目標だという話もありましたけれども、そういう類に属するのか、その辺のお考えはいかがですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 清野議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたように、非常にその野焼きの部分ですとか、非常に重要なことだとは思いますが、今回の計画はあくまでも公共施設のという部分でございますので、その部分については計画のなかには入ってはきませんが、やはりそういった部分も非常に大切でございますので、広報等においてですね、やはり野焼き、ごみ焼却等については周知はしていきたいと考えてございます。

計画には入れる予定はございません。

○議長 これらで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、財産の取得について(菌床培養施設用移動台車)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在整備を進めております菌床培養施設に配置する移動台車の取得についてであります。

それでは議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。菌床培養施設用移動台車310台であります。2の取得の方法は売買であります。別紙資料に記載のとおり、去る10月27日に条件付き一般競争入札による入札会を執行したところであり、入札の結果、有限会社橋本商会、代表取締役 橋本善寿氏が1,252万5千円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,352万7千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は平成30年3月20日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これらで質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

まず1点目ですが、条件付き一般競争入札ということだったんですが、どのような条件だったか、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。これがまず1点です。

2点目ですが、私の勉強不足だったのかもしれませんが、3番目の予定価格と入札書比較価格、この違いを教えてください。

それと3点目なんですが、入札件数は何件だったか教えていただいてもよろしいですか。

この3点をお聞きいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、第1点目の入札参加の資格要件ということでございますが、今回の物品、移動台車につきましては、大変特殊なものでございまして、出来合いの台車というようなものはございません。ですので、材料を買って、それを組み立ててつくるような台車でございます。それで、扱っている業者というのも、これまた特殊でございまして、なかなか扱っている業者がないということで、本来、本来といいますか普通、例えば菌床のパイプハウスですとか、そういったものについては、指名願いが出ているJAですとか、そのほかの業者に指名競争入札というような入札方法をとっているわけですが、今回の移動台車につきましては、そういった指名できる業者が県内では本当に1社しかないというような状況でございまして、それでは競争の原理に反するというのでございまして、今回の参加資格要件を東北地方に本社、支店又は営業所を有している者、それが一つ目の資格要件です。それから二つ目でございますが、過去10年間に菌床培養施設用の、この移動台車を生産者に納入した実績のある者、これが二つ目の条件でございます。あとそのほか、通常会社更生法に基づく更生手続き等を受けていない者と、そういった条件にしまして条件付き一般競争入札ということで公告をさせていただきました。

それで、入札に参加した業者でございますが、1件、この落札業者のみでございました。

それから、予定価格、入札書比較価格についてのご質問でございますが、これにつきましてはそのとおり、予定価格、入札書比較価格につきましては、税抜きの予定価格ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1件だけだったというのがびっくりです。

なぜ聞いたかといいますと、税抜きが入札書比較価格ということなんですが、いま計算したんですけど、入札書比較価格に対して、入札額が99.8パーセントなんです。

1,255万円の入札に対して1,252万5千円、たった2万5千円しか変わらない、この数字を見て私は率直に適正な、いまおっしゃいましたが、適正な競争が行われているのかどうか非常に疑問になってお聞きしたんです。

それで、入札を今回1社しか来なかったというのであれば確かに仕方がないのかもしれないんですけど、これ皆さんの税金で物品購入を町のほうで行うわけですが、今回のこの数字、いま私も見てびっくりしたんですが、町側はこの数字を見てどのような見解でいらっしゃるかお聞きしてよろしいですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、指名競争入札では指名できる業者がないということで、条件付き一般競争入札にしたところであります。それがまず1点。

それと、今回の入札資格要件でございますけれども、こういった扱える業者がないということで、例えばキノコの菌のメーカー、有名なメーカーあるわけですが、そちらでは、こういった台車もつくっていると、そういった調査もしました。ですので、入札の要件を東北の地方の支店、営業所のある業者も参加資格があるよといったことで、できるだけ多くのできる業者に参加できる条件として、入札を実施したところであります。その結果、応札したのが1社ということでございますので、町はこの業者ありきでやっているというようなことは決してございません。それが一つです。

あと、予定価格と落札価格、99.8パーセント、非常に近い、100パーセントに近い額での落札になったということでございますけれども、それにつきましては公正な入札をした結果、こういう価格になったということでございますので、そういうことでございますので、非常に近い額ではございますけれども予定価格の範囲内ということで業者が決まったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そういうしかないとも思います。

結局、1社しかないところに、この金額だつて言われてしまえば要は競争もできませんし、向こうの、言い方悪いかもしれませんが言うとおりにするしかないということだと思んですが、それにしても先方が、これ公開しているわけではないですよ、もちろん、要はこちらの入札書比較価格というのは先方は知らないわけですよ。なんでこんなにぴったりできるのかは私は本当に引かかっちゃって、自分だったらですよ、少しでも安く取って、なるべく、なんていうんですか、少しでも仕事を取りたいものから、少しでも安く安くと思うんですけれども、くどいようですがこれだけの金額なのにもかかわらず、これだけの正確な額を出してくるという業者というのに対して、私はちょっと個人的には。

○議長 言葉に気を付けるように。

○秦貞継 ごめんなさいあの、と思いますので、じゃあ、発想を変えまして、今後キノコのまち、うちの町はキノコで産業化を、要は仕事を増やしていきたいというふうにおっしゃっていただきましたので、今後やっぱりこういう1社しかないような、入札が今後行われるようであれば、このようなことがあり得る、今後も同じような入札があったときにあり得ることもあると思いますので、そういった業者の選定とかですね、例えば範囲を広げてもっと、例えば入ってきやすいとか、もしくはできる業者を声掛けして、適正な競争がしていただけるような、民間の人たちが入ってきやすいような、やっぱりこちら側の町の努力、情報を集めるとか、そういう業者に対して声をかけるとかという努力も私は必要だと思いますので、町の見解を最後にお伺いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の入札につきましては、町としましては、実際指名願いが出ていない業者も対象としています。特定の業者に限らず。それはなぜかといいますと、やっぱり適正といいますか、きちんとした入札をしたいということでございまして、できるだけ範囲も広げました。例えば九州にもあります、この業者が。ただ、九州の業者が価格的に敵わない、それはなぜかといいますと、輸送コストがかかりすぎると、そういった調査もしております。そのなかで行った入札であるということだけのご理解をいただきたいと思います。

今後そういった特殊な物品の入札につきましては、当然、秦議員がおっしゃるとおり、できるだけ調査をし、できるような業者については声をかけていくと、競争の原理のもとに入札会を行っていくと、そういう考えでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点だけお伺いします。

この入札書の比較価格、これの算定になった基準的な金額、そういったものに関してできるだけ詳細わかれば教えてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

こういった特殊なものでございまして、町のほうで金額的にいくらになるかというのは、当然町だけでは分かりません。それで、扱える業者か扱えるであろう業者に一応参考見積もりを何社か取りまして、この価格を決めさせていただきました。1社ではございません。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ということは、これ310台で割るとですね、1台単価4万403円というふうな金額にはなとうと思っておりますが、その金額でじゃあ1台できるかというような、そういったことの研究というか調査をしたというようなことですか、それとも例えば町内の業者のなかでも移動付きの台車を使っているところもちろんありますよね、キノコをつくっていらっしゃるところですね、そういったところを参考にされたということでしょうか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、生産者の方の意見はお聞きしたうえで、こういった台車という仕様ですか、それは決めてございます。

それからあと、価格につきましては先ほど申し上げましたが、日本で扱っている業者、少ないわけではございますけれども、九州でかなり扱っている業者、そこらについても調査をしたうえで、ただ、その業者につきましては、かなりこれ以上に単価が高かったと、そういった調査をしたうえでこの価格を設定してございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 これらですね、耐久年数とかそういったものの調査とか、そういったものに関して、もし分かればお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

台車はスチール製でございまして、非常に頑丈なものということで、20、30年は間違いなくもつでしょうということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　地元のキノコをつくるに対して、補助したり手厚くして頑張ってもらい、大切なことだと思いますが、建物がつくるにあたってはまず、交付金も関係もありますから、建物のみだと思っておりますが、その台車の必要性は、まず1点目は当初は把握していたんですか。それから、その把握したのはいつからですか。それで、それはまた、いつからこのようになったのは担当が変わったせいなのか、または業者から要望があったのか。というのは、いつも工事をやる場合になぜ当初からトータル的にすべてを把握しなかったのか、把握していたら説明できたはずではないでしょうか。いつもそうなんですけど、途中から説明を出す、補正予算を出す。例えばどっちみち補正がかかるのであれば、最初から全員協議会あたりで説明をしておかれれば、把握できれば議会のほうも楽だと思うんですが、その点の説明をお願いします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

今回の移動台車は、これは施設の改修もそうでございますが、平成28年度の国の補正予算、地方創生絡みでございますけれども、本年2月議会に補正案を提出いたしまして、改修費及び今回の備品購入費、予算措置はされてございますので、予定通りの購入ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、財産の取得について（菌床培養施設用移動台車）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、財産の取得について（菌床培養施設用移動台車）は、原案のとおり可決されました。

○議長　本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長　閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、提出いたしました議案のすべてにおいて原案のとおりご議決をいただきました。ありがとうございました。

質疑のなかにおいていただきましたご意見、質問等について、十分に意を注いでまいりたいと考えております。

これから寒さがますます増してまいりますので、議員の皆さまにはご自愛いただきまして、町勢伸展のために更にご理解とご協力をお願い申し上げましてごあいさつにいたします。

○議長　これをもって、平成 29 年第 6 回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(1 0 時 5 6 分)